

厚生文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和6年2月19日（月）午後2時0分
- 2 閉会日時 令和6年2月19日（月）午後3時55分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
1番 牛尾 直人君 2番 鼻岡 美保君 4番 永徳 省二君
5番 大森 進次君 6番 光成 良充君 10番 原田 素代君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
保健福祉部長 遠藤 健一君 保健福祉部参与
兼社会福祉課長 原田 光治君
- 7 参考人
岩本 武明君
- 8 参考人補助者
山下 忠弘君
- 9 事務局職員出席者
議会議務局長 土井 常男君 主 幹 岡野 哲浩君
- 10 協議事項 1) 社会福祉協議会補助金に関する事務調査について
 - ・市からの補助金等の使途について
 - ・給料の支払い基準・根拠について
 - ・就業規則に基づく定年について
 - ・第三者委員会調査報告後の取組について
 - ・その他 調査に必要な事項2) その他

午後2時0分 開会

○委員長（光成良充君） ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日は、イレギュラー的な厚生文教常任委員会の開会でございますが、コロナ感染症のことはもう終わっているような感じじゃございますけれども、まだ換気のため会議室の扉は開けたまま進めさせていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

では、協議事項に入ります。

1 番目、赤磐市社会福祉協議会補助金に関する事務調査についてという件でございます。

これにつきましては、さきの2月6日開催の厚生文教常任委員会におきまして、参考人として赤磐市社会福祉協議会の山田秀士会長と岩本武明事務局長の招致を決定し、委員会への出席要求をさせていただきましたが、山田会長につきましては健康上の理由により欠席となっております。本日は、参考人として岩本事務局長の出席を得ております。

岩本事務局長におかれましては、本日はお忙しい中、本委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げます。

それでは、協議に入ります前に、参考人より補助者として山下忠弘弁護士の同席をお願いしたいとの申出がございました。

これにつきまして、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

委員のほうから何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、参考人の補助者の同席について許可することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 全員起立でございます。したがって、そのように決定をいたしました。

参考人の補助者の同席を許可いたします。

それでは、協議に入りますが、参考人に対し、前もって意見を求める事項が出ております。その件について発言をしていただきます。

なお、参考人は、委員長の許可を得てから発言していただきますようお願いをいたします。発言の内容は、意見を求められた事項の範囲を超えないようお願いをいたします。委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

補助者の方は、参考人への助言だけで発言することができません。参考人は、補助者に助言を求める際は委員長の許可を得てから行ってください。また、補助者に対しては、費用弁償を支給できませんので、御了承いただきたいと思います。

それでは、1 番目の市からの補助金等の用途についてを協議していきます。

委員から質疑はございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1つお聞きしたかったのは、補助者の弁護士の方は今回の第三者委員会の弁護人の中のお一人ではないのですね。

○委員長（光成良充君） これは、岩本事務局長にお答えいただければと思います。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 第三者委員会のお願いをいたしました弁護士の方のお一人でございます。

○委員（原田素代君） お一人のほうですね。

○参考人（岩本武明君） はい、そうです。

○委員（原田素代君） そしたら、補助金の使途のところでは何件かお尋ねしたいと思うんですが、第三者委員会の報告書の中で、とりわけ、17ページ、18ページのあたりで、今回のこの支出の名目である処遇改善手当の問題についてそれぞれ指摘されています。

結論としては、第三者委員会の弁護士の報告によれば、金額も、それからその名目も法的な違法性はないという結論がありました。にもかかわらず、例えば、17ページのところにございますけれども、就業規則に定められていない手当を会長が支給すること、あるいは手当の支給対象職員、支給額等を会長の自由な裁量により決定することは、本会の定款及び決裁規程の趣旨に反するものであるという指摘があります。係る支給の対応は、会長の恣意的な決定による人事の混乱や支出の増大を招き、ひいては本会の経営基盤を揺るがしかねないものであるという指摘がまずあります。

この点について、こういう指摘をされた社協の側としては、こういうことに至った経緯、理由と、それから現在はこういうことについてどういう改善をしようと思ってるのかをまずお聞きしたい。

もう一点だけ、一緒に聞きますけれども、その下にありますけれども、就業規則の規程なく支給されており、支給に関して事前に理事会の議事も決議も経ていなかった。しかも、支給額が100万円未満であったために、決裁上は1件20万円以上100万円未満の予算の支出に関することとして次長の専決により支給が決定されていた。この事実。それから、令和3年度の処遇改善手当については、理事会の決議により支給直前に就業規則が改定されていたが、その改定内容が処遇改善手当の額及び支給対象職員を会長が別に定めるというものであり、ここでも会長の自由な裁量で支給額、支給対象職員を決定し得るものになっていたと。さらに、就業規則のうち臨時職員規程が、令和4年4月25日の処遇改善手当支給後の同年6月2日に改定され、同年7月1日になってようやく施行されたと。このように、処遇改善手当の支給に至る手続につ

いて、本会の定款及び決裁規程に照らし、理事会との関係が極めて不適切なものであったと言わざるを得ない。

まず、この2点について、どうしてこういう経緯になったのか、現状としてはこういうことにならないようにするためにどういう改善の手だてが打たれているのか、それを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） それでは、原田委員の質問にお答えしたいと思います。

本会の規程では、手当支給対象職員、支給額等を会長の自由な裁量により決定するということになっておりますけれども、こちらのほう、本会の規程で職員の人事給与に関することは会長の規程の項目の中にございました。したがって、こちらのほうを適応してこの支給のほうを決定したわけでございます。

それと、あともう一つは、本会は介護職員と一般事務職の給料表も同じ給料表を使っています中で、介護職のほうには手当が出て、一般事務職のほうには手当が出ないというふうな不均衡を是正するという意味で、こちらのほうの改正をさせていただいたというのがございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最初のお答えの会長権限で支出ができたということですが、こちらの第三者委員会でそれはよくないというふうに書いてありますよね。ひいては、本会の経営基盤を揺るがしかねないと、そういうふうな会長の勝手な判断で給与や手当が出されるようになっていませんか。まず、定款のどこにそれが書いてありますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） こちらのほう、定款ではなく決裁規程というのが別にございまして、そちらのほうで支給を会長の専決事項もしくは決裁区分とかが定められておりますので、そちらのほうで定めたものとなっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その決裁規程は、第三者委員会の弁護士ももちろん御承知なわけでしょうから、今初めて聞いたということはないと思うので、決裁規程を御存じの弁護士がここで経営基盤を揺るがしかねないとか、非常に不適切なものであったと言わざるを得ないとかと指摘するっていうのはどうしてですか。そう矛盾しませんか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） そちらの指摘につきましては、事務局側の誇大解釈というのか、拡大解釈というのか、その職員の給与に関することというところの解釈が拡大解釈し過ぎているという指摘だとこちらのほうでは認識しています、第三者委員会の意見として。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そういう解釈を当事者である事務局長がされちゃったら、大変深刻な事態だと思うんですけど。私は、もっと真摯に、大変深刻な事態だという指摘について、拡大解釈をしているという評価だったという事務局長の御答弁は、この三者委員会の結論が有効に現場に生かされていないのではないかという本質的な危惧を抱くんですが、いかがでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 第三者委員会からの指摘を受けまして、その後、本会として適切な運営をするようにする手続をしております。したがって、この第三者委員会の指摘にあった事項につきましては、本会としても十分遵守して取り組んでいっているところでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 何度も言っているんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 原田委員が言われているのは、第三者委員会の内容の話じゃないですか。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員長（光成良充君） その後、この部分についてはそういう問題がありましたよって指摘がありました。ただ、その後については、社会福祉協議会のほうで改善をされて正しい運用をしていっていますよってという答弁なので、この第三者委員会後については正しくされているという認識を持っていただきたい、原田委員に。

○委員（原田素代君） 委員長が言うのか。

○委員長（光成良充君） いやいや、だってそう言われているんですよね、岩本事務局長は。

○委員（原田素代君） じゃあ、私が趣旨を、委員長、いいですか。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、私はそうあってほしいんですけど、私の質問に、どうしてこういう経緯になったんですかっていう質問に対して、いやいや、第三者委員会の方が拡大解釈されていると僕は思ったと。

○委員長（光成良充君） 違う、それは違う。

○委員（原田素代君） そういうふう聞いたので、すいません、もう一回じゃあそっちに。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） こちらのほうの第三者委員会の方が拡大解釈しているのではなくて、私のほうが、会長の専決事項の中の1項目につきまして拡大解釈をしたという御指摘をこの第三者委員会ではいただいたと判断しています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 拡大解釈していたというふうに指摘されたということですが、それだどこの事態の深刻さが通じてないような気が、先ほどから言っているのは、そこに問題を感じているんです。ですから、単なる拡大解釈でこの間来て、この間のこの事態は、事務局が全て拡大解釈の結果、こういう事態を招いたと、そういうふうに理解していると思っただいいんですか。その認識を教えてください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 補助者と相談させてもらってもいいですか。

○委員長（光成良充君） どうぞ。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほどの会長の専決処分の項目でございますけども、専決処分が何でもできるわけでもないという、どういったことをすればいいかっていう明文化された規程がなかったというところの指摘がありまして、そういった点で、拡大解釈はしたら駄目ですよという第三者委員会からの提言ということとっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

要するに、この今年の第三者委員会の結論が出るまでは、会長の決裁で何でも進められると思っていたというふうに理解したらよろしいんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） そちらのほう、明文規程がないこともありまして、専決処分でもできるということで職員の給与に関することを行っていた経緯があります。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 山田会長は事情を分かった上で了解されたんですよね。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 会長の専決をいただくときには、会長の決裁をいただいて全てを行っているところでございます。

○委員（原田素代君） 理解されてないですね。

○参考人（岩本武明君） 委員長

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 決裁をいただいたということが事実としてございますので、そのように判断してよろしいかと思えます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 疑念のある処遇改善手当の支払いなんですけど、この支払いしているお金、これは赤磐市から補助金が出ていますけれども、ここからは出てないという明確な区分ていうのはちゃんとできているんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 明確な区分ができていないかということでございますが、先ほどの第三者委員会の中で事実認定等がございます。そちらのほうで補助金は使われていないという事実が確認できたということで、こちらのほう、報告書のほうに記載されておりますので、本会といたしましても補助金は一切使っていないと判断しています。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 第三者委員会の回答じゃなくて、社会福祉協議会として、何度も言います、疑念のある処遇改善手当が補助金から出ているのか出てないのかって、明確に補助金がどのように使用されているのかっていうのはきちっとした証明ができるんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 証明というのが、確かにその補助金も、本会での他の補助金以外のところでの収入金額につきましては、一つのサービス区分の中で行われているような形になりますが、そこはきちんと判断、さび分けというのか、分けて行っていますので、市に対しての補助金の実績報告等もきちっとさせていただいております。したがって、その補助金が入っているか入っていないかということにつきましては、明確になっております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

じゃ、明確に何らかの文書を出してくれと言えば、補助金がどういう形できちっと使用されているかっていうのはちゃんと出してもらえるということが可能なんですね。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 補助金の実績報告書、市のほうに提出させていただいておりますけれども、そちらのほうで実績が判断できると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 補助金ではなく自主財源によって今回のこの金額が支払われたということは、第三者委員会の弁護士の方から確認は取れたという前提で話をしています。

256万9,000円ですか、2か年にわたって出されたんですけども、先ほども岩本事務局長は会長の決裁でできるものと誤解していたという前提で聞きますけど、誤解していたにもかかわらず、なぜ封筒に入れて現金を渡し、領収書を徴収し、さらには2年後にはあの金はやっぱり返してくれと。要するに、普通、事業所として通常じゃない賃金の支払い方法や、それからやっぱり返してくれなどというやり取りっていうのは尋常じゃないわけです。そこから始まったんです、今回の不信感も。なぜ、岩本事務局長は拡大解釈して、胸張って、いや、会長決裁だからできるんだと思っていたんならば、そんなややこしい手続をする必要はなかったのではないですか、なぜそういう方法を取ったのか教えてください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 今の原田委員の質問は、そういった、ややこしいっていうのが、支

給したそのやり方、それからあとまたお金を返すといった行動、どちらをお答えすればいいんでしょうか。

○委員（原田素代君） もちろん両方です。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、初めの現金、本来、本会といたしましても、振込を基本とした給与の支払いをしております。ただ、この場合は、現金で払った、振込の手続をせずに払ったっていうのは事実でございます。こちらのほう、特に早く払いたかったっていうところもあったかと思いますが、そういった手続を振込でせずにやらせていただいたということでございます。

また、現金を元に戻したらどうかということも発言としてはありましたけれども、こちらのほうにつきましては、相談をさせていただいた中で、労働契約法上もそういったような回収ということは好ましくないということの判断の中で、回収は行わなかったということでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 通常でないやり方を取った背景とといいますか、どうしてですかというふうにお聞きしたんですけど、まず早く払いたかったという理由が、なぜ早く払わないといけなかったと思っていたのかも聞きたいですし、早く払いたっていう問題と、通常の事業所としての会計決裁のやり方をあえて飛び越えたっていうのは、何らかのよっぽどの事情があると思うんです。

2つお聞きしてて、もう一つは、回収ということも、通常回収っていうのはあり得ないですよ。早く払いたかった、早くその差額や、それからそういう手当を皆さんにお届けしたかったっていうのであれば、回収する必要はないわけですし。

なぜ早く払いたかったって、早く払う理由と、それから回収を求めたっていう、結果しなかったんだけど、求めた理由は何なんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） すみません、補助者と相談をさせてください。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞ。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほどの、早く払いたかったということをお伝えしたんですけど

も、給料を払った後に払込みをするのに振込手数料がかかりますので、そちらのほうの関係もございまして、現金でお渡しさせていただいたということでございます。

それからあと、回収の件についてですけれども、こういったような一旦払ったものを返していただいて再配分とかっていうふうなことも検討はさせていただいたんですけども、こちらのほう、第三者委員会の意見を経まして、それはしないほうが良いということでもございましたので、それは実施しなかったということもございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 受け取った職員から聞いた話なんですけど、これは内緒にしといてねって一言が添えられたっていうふうに聞いています。それが、岩本事務局長がおっしゃらなくて別の人が言ったのかもしれないけれども、要するにまるで公にできないお金を配られたというふうに私にそれを訴えた職員は言っていました。

それから、手数料が生じることと事業所として本来の財務会計を進めることってというのは、常識からしたら手数料がどんなにかかろうがきちんとした処理がされるべきではないのかなと思います。その認識をもう一度聞きます。

それから、返してもらってというのは、きっと何か都合が悪くなったから返してほしかったんじゃないかとうがった見方をしてしまいます。だから、なぜ返してもらおうと思ったのか、それでその説明を職員にされたとも聞きました、職員を集めて、返してくれと。だけど、返した職員もいれば返さない職員もいたそうです。そもそも普通の事業所で何でこんなことでお金のやり取りが行われるのか、おかしいと感じた職員は多かったように聞いています。

だから、公にできないお金を配ったんじゃないですかってということと、返してもらわないと困る事情があったんじゃないですか。そこまでお尋ねしたいんですけど。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） お金を渡すときに内緒にしておいてくれというふうなことを聞いたという職員の話、こちらのほうは私のほうでは把握しておりません。

それから、きちんと処理をすべきというところ、質問をいただきましたけども、こういったようなことも第三者委員会の中での提言を受けまして、きちんと処理をする方向で現在もやっているところでございます。

また、都合が悪くなったから返してくれということでもありませんで、一旦出たものを適正な方法で配分をするというふうな形でやったらどうかということでお話があったように思います。

それから、返した職員のお話も出ましたけども、返した職員はいません。

以上です。

○委員長（光成良充君） 補足させてください。

私は、そのとき社協の理事会に出て話をしました。支給方法が適正でないので、これは正しいやり方に変えたらいかがですかと私が話をしたと思います、岩本事務局長は覚えてないかどうか知りませんが。あんどき____（2字削除）次長がいらっしゃって、総務課の課長を兼任されとったんで、私は____（2字削除）課長に対して、この支給方法が正しいものでないならば一度ちゃんと戻してからしたほうがいいんじゃないですかという助言をして、ちゃんと給料と支払うように、ちゃんと税金がかかるような形にしたほうがいいんじゃないですかという助言を、助言というか提言をさせていただいた分が入ったのかなと、私が言ったことを受けられたのではないかなと思っています。

岩本事務局長、いかがでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 今委員長がおっしゃられた発言は、そういった発言が理事会の中であったということもありまして、そういった方法、一旦返してもらおうというふうな方法も検討させていただいたのも事実でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 細かいことにこだわりますけど、要するに返してくれって求めたのは、第三者委員会が始まる前ですよ。理事の光成議員が指摘する前じゃなかったですか、返してくれつつたのは。

○委員長（光成良充君） 後です。

○委員（原田素代君） 後ですか。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 光成議員が指摘されたので返してくれと言った。

○委員長（光成良充君） 直にやり取りさせてもらっていいですか。

○委員（原田素代君） すみません。

○委員長（光成良充君） 説明します。

6月議会のときに話が出て、9月の議会でその話が出ております。そのときに、その後の理事会で私は話をしました。その中で、そういう規程もないのに支給をしているのがおかしいでしょと。その規程がないんだから、ちゃんとしたやり方で改めてください。規程がないのなら、ちゃんとしたものをつくってから支給しないと、何の規程もなしに支払うのはおかしいという話をしたので、その後規程もいろいろ変わっていると思います。

そのときに支給をし直した、するしないは向こうで判断されるんですけど、多分そのときの話があったからと私は思っています。

○委員（原田素代君） 分かりました。そしたら、そういうふうにお答えになったらよかったのね。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） あまりよく分かってないので質問するんですけど、もし是正されてなかったら課税対象外になっていたということなんですか、そこが気になったんですけど。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 本会から職員に対して支給された現金は、必ず源泉徴収をされています。要は、お支払いするときに所得税相当分を差し引いたもので職員のほうには支払いをしております。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） もしその是正がされなかったら課税対象外になっていたということなんか、そうじゃなくって、会長権限でそういうふう決められたわけだとしたら、それはそれで所得ですから、課税対象になっていたのかどうなんか、そこが聞きたいわけなんです。今は是正されているんですからそれは分かるんです。それ以前のことを、それもそのままになっていたらどういうことになったのかということが知りたかったんです。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほども答弁させていただきましたけども、本会から職員に対しての支給されるいかなる現金につきましても、源泉徴収というものをさせていただいております。是正されていなかったというのがどこのことを示すのか、もう少し詳しく教えていただけたらありがたいと思います。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） いや、何か今の話だと、もしそのままだったら課税対象外のままといいうふうに聞こえるんですが、どうなのか、そこが聞きたかったんです。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 支払いをするときには、既に源泉徴収はさせていただいておりますので、是正されていなかったらどうなるかという、本会から出ているお金、給与等につきまし

ては、必ず源泉徴収をしているというお答えをさせていただきたいと思うんですけども。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員、よろしいですか。

鼻岡委員が聞きたいのは、この処遇改善手当が支払われたときに源泉徴収はされているのか、年度末には給与所得者などで年末調整処理ができていのかっていうところを知りたいということですよ。

○委員（鼻岡美保君） そうです。

○委員長（光成良充君） そういうことです。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 支払いをするときに源泉徴収を行っておりまして、それに関しましては年末調整のほうで対応させていただいております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最終的に、理事会の報告のところで、理事会の理事の皆さんがこの第三者委員会が入る以前の実態を、要するに大枠で捉えていたという、事務局長の言い方を借りれば、定款に従って事業が行われていなかったということを、理事の方も、評議員の方も誰も気づかないまま理事会はここ何十何年続いてきたというふうに認識したほうがいいんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 今までの事業はどうだったかということでございますけども、社会福祉協議会は民間の社会福祉法人として様々な活動に取り組んでおります。そういった活動を行うに当たりまして、事業を推進するに当たりましては、理事会あるいは評議委員会に報告しながら行っているところでございますので、長年にわたって事業が適正に行われていなかったということをお尋ねなんですしたら、それはきちっと事業が行われていたものだ、行われていると私のほうでは思っております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そこは違うんです、私の確認したかったことは。要するに、処遇改善手当は、令和4年4月25日の支給日から起算しても、約5か月間にわたって理事会への報告がなかったわけです。これは、定款第27条第2項に規定される理事会の執行監督機能をないがし

ろにするものであり、不適切だというふうに指摘されているんです。

要するに、こういう不適切が重なって運営されていたこの赤磐社協というものと、事務局長がおっしゃるように、日常的な業務と別に考えているんです。日常的な業務は、当然その理事会の下にあるんですけれども、取りあえず様々な委託金やら補助金事業で事業は回ってきました。しかし、本質的なこの理事会自身が、要するに実態があまりにも、定款やら様々な規則それから財務会計の処理、ずさんだったということが明らかになったわけです。

だから、そちらの点で責任を負ってらっしゃる事務局長として、これは大変重大な問題だと、これらの怠慢が引き起こしてきた様々な要因が、実はこれから様々聞きますけど、いろいろなことを、職員から聞いたこと、そういう弊害を生み出したのではないかとということを知りたいんです。

だから、事業がうまくいっていますよってという答えではなくて、いわゆる組織の体制、体として、ガバナンスとしてしっかりとしたガバナンスができていないということがここで暴露されたんじゃないですかって、それについての自覚や責任はお持ちでしょうかということを知りたいんです。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 専決された事項につきましての理事会への報告の遅延につきましては、非常に反省すべきところだと認識いたしております。こういったようなことがないように、第三者委員会の報告書にもございますように、様々な報告すべき案件につきまして適正に理事会への報告を行ってまいりたいと思います。こういったような遅れたということにつきましては、私のほうの失念ということでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 第三者委員会の話に今終始しているんですけど、その前に私のほうから。

赤磐市から補助金というものが出ております、社会福祉協議会に対して。その部分なんですけど、ちょっと遡って聞きたいんですが、令和4年度、赤磐市から補助金というのはお幾ら出ておるか認識されておりますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 令和4年度の資料、ただいま手元にはっきりとは言えませんけども、令和5年度、今年度につきましては、1億7,000万円の予算だったと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 続けていきます。

その補助金についてですが、補助金の使途、頭に今ないって言われたんで頭にあるだけで結構なんですけど、こういったものに補助金が使われているかっていうのを教えていただけますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 市からの補助金につきましては、本会の職員の人件費、100%ではございませんけど、人件費、それからあと本会が運営しております老人福祉センターの運営費、また本会が事業実施しております見守り事業等につきましてはの補助金ということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） その部分で、今言われました、人件費は100%ではないとおっしゃりました。社協の職員の人件費は100%赤磐市からの補助金ではないということなんですけど、というふうにとったんですが、間違いはないですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 補助金で全額ではございません。

○委員長（光成良充君） となると、社協の中の財源を使うっていうことで人件費を賄っていらっしゃる。社会福祉協議会の人件費は、赤磐市の補助金と社協が持つておられるお金で人件費が払われているというふうなことですよ。その自主財源的なものになるんですか。そういうものについて、その自主財源というのはそれだけお金があると認識していいんですか、社協に。大体どれくらいの分が自主財源の部分で出されているのかっていうのは分かりますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 申し訳ございません。数字的なものはただいま持ち合わせてないのでお答えできないのですが、市からの補助金をいただいた残りの部分は、社協からの財源を使って支払いをしているということは間違いございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） 分かりました。ありがとうございます。

他にございませんか。

いろいろとあると思うんですけども、ずっと先ほど言っている第三者委員会の部分だけではなしに、聞いておきたいことがあれば聞いていただければと思うんですけども。

○委員（原田素代君） これはお話ししてないんですか。

○委員長（光成良充君） してないですよ。

○委員（原田素代君）　　そうですか。

○委員長（光成良充君）　　はい。

○委員（原田素代君）　　じゃあ、聞かないと分かんない。

○委員長（光成良充君）　　聞いてくださいよ、それは、皆さん。せっかく来ていただいて、そんなに再々来てくださいというわけにもいかないんで。

○委員（原田素代君）　　委員長。

○委員長（光成良充君）　　原田委員。

○委員（原田素代君）　　何項目かにわたって事務局長に来ていただいてお聞きしようと思うことはまとめています。

　　まず、1つ目ですけれども、給料の支払い基準と根拠ということで、支払い基準を初め先ほどの第三者委員会の中にあつた財務規程といいますか、それは現在の段階で最終的に確定している規程になっているかどうかを確認させてください。要するに、給料について、手当について、今まではあまりなかったんですよ。

○参考人（岩本武明君）　　委員長。

○委員長（光成良充君）　　岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君）　　本会職員の給与につきましては、本会職員の給与規程がございますので、そちらのほうを根拠に支払っております。今までなかったかどうかということでございますけれども、給与規程は社協誕生以来あります。もちろん改正があれば変わっています。といいますのが、赤磐市の職員の給与表を参考に本会としてつくっていますので、市のほうでも人勤に伴います給与表の改定等がございましたら、本会のほうでも見直ししておりますので、一切変わってないということではございません。

○委員（原田素代君）　　委員長。

○委員長（光成良充君）　　原田委員。

○委員（原田素代君）　　いや、今あえて聞いたのが、今回の支出の法的根拠といいますか、それがなかったことが原因ではないかと。例えば、ここであるように、事務局長、次長それから課長、それぞれの役職ごとに金額を決定していますけど、この決定、いや割合についても規程に基づいたものではないというふうに記載されていると思っているんですが、これはどうだったんですか。もうこれも決まっていたものなんですか。

○参考人（岩本武明君）　　委員長。

○参考人（岩本武明君）　　補助者と相談を。

○委員長（光成良充君）　　どうぞ。

○参考人（岩本武明君）　　委員長。

○委員長（光成良充君）　　岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君）　　先ほどの職員の給与規程に関しましてですけども、職員の給与に関

しましては、社会福祉協議会の職員給与規程というのはございます。その中で、処遇改善手当につきましては、その当時はなかったというのか、支給すべき根拠というものはなかったの
で、こちらのほうも規程の一部改正をさせていただきました。その他の手当につきましては、
職員の給与規程に規定されたもので支払っていました。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一回、第三者委員会の報告、ここを見落としていたので確認したい
んですけども、10ページのところの上から12、13、14と括弧があって14番目のところですが、
本会は令和4年11月7日、理事会を開催し、職員に対する説明会の内容を説明し、処遇改善手
当等として支給した348万2,616円を一旦職員から返還してもらい、改めて同額を職員に支給す
る旨及び令和4年度に奨励手当の名目で250万円を職員に支給する旨の補正予算案を審議し、
可決したと書いてありますが、その下に、しかしながら第三者委員会による調査結果を待たず
に現状変更を行うことは不適切との意見も多数あったことから、上記の予算は執行されないま
ま現在に至るっていうふうにあります。これは本当に宙に浮いた348万円何がし、それから
250万円なんですか。この金額はどういう今現状になっていますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） こちらのほうにつきましては、令和4年11月7日の日に予算案を可
決していただきましたけども、こちらのほうは支出は行っておりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、具体的にこのお金は今どういう状態なんですか。一旦払って
返してもらってないんだから、職員には払っているっていうお金なんじゃないんですか。また
返してもらっているんですか。

○委員長（光成良充君） 348万円は出ているんですよ。

○委員（原田素代君） だって上記の予算は執行されないまま現在に至っているってなってい
る。

○委員長（光成良充君） そうそう、348万円は最初に出て、それが最初に出ている。返して
もらってない。

○委員（原田素代君） 250万円は。

○委員長（光成良充君） その後。

○委員（原田素代君） これは、払っているでしょ、もう250万円は。2度払っているんだ

よ。

○委員長（光成良充君）　そうですよ。

○委員（原田素代君）　それじゃあ、250万円はどっちの。それは出ている。

○委員長（光成良充君）　いや、第三者委員会のその結果が出た後に支給は出ている。

○委員（原田素代君）　執行されたってこと。

○委員長（光成良充君）　されたでしょ。

○委員（原田素代君）　こんな報告の書き方ある。

○委員長（光成良充君）　だから、348万円と250万円は、第三者委員会の結果が出てないのにまだそこで払うのはおかしいでしょと。第三者委員会の結果が出た後に支払いをします。

○委員（原田素代君）　だったらそう書かないとね。

○委員長（光成良充君）　でも、このときはまだ第三者委員会の……。

○委員（原田素代君）　これ報告書だよ。

○委員長（光成良充君）　そうそう。3月に出たやつじゃないですか。その後には支払いは出されています。

○委員（原田素代君）　この348万円と250万円は支払われていますよっていうこと。

○委員長（光成良充君）　そうそう。

○委員（原田素代君）　普通報告書だったら、そう書かないですね。

○参考人（岩本武明君）　委員長。

○委員長（光成良充君）　岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君）　こちらのほうで、令和4年度の奨励手当の名目250万円、こちらのほうを支給するという補正予算ではございましたけども、こちらのほうは支出しておりません。令和4年度の……。

○委員（原田素代君）　予算案は通っている。

○参考人（岩本武明君）　通ってございましたけども、支出はしておりません。第三者委員会からの意見で、支給に当たってはこういう様々な規程とかを整備した中で行うべきであるということがありましたので、それを受けて令和4年度は補正予算を可決していただきましたけども、執行はしておりません。

○委員（原田素代君）　348万円はもう支払っていますよね、既に。

○参考人（岩本武明君）　そうです。

○委員（原田素代君）　これは、もう予算書の中に入ってなかったですよ、たしかこの348万円は、当初予算書には支払われていると思っていた。

○委員長（光成良充君）　250万円。

○委員（原田素代君）　250万円、予算が通ったから。

○委員長（光成良充君）　予算が通って、第三者委員会の結果が出たから、その後に支払いを

しているのかな。その後、規程をいろいろ変えてはるから、支払えるように。支払っていると思うでしょ。

岩本事務局長、難しいですか。

○委員（原田素代君） これが難しかったら困ります。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） こちらのほうの支出につきましては、令和3年度分に関しましては予算のほうから支出しました。会計上は、法人事業運営区分の職員給与支出の本俸の科目で支出をさせていただいたものでございます。したがって、補正予算等の対応はしておりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認ですけど、自主財源だからあくまで表向きの予算書には出てこないけど、いわゆる自主財源の中からしっかり出していますよってということですね。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） こちらのほうの手当の財源につきましては、市からの補助金は一切使ってはおりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 定年についてお伺いします。

就業規則を読みますと、第7章で職員の定年満60歳というふうに記入されています。ただし、例外規定がありますけども、過去に例外規定に適用された人はいらっしゃいますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 就業規則の定年のところの御質問でございますが、こちらのほう適用された職員は現在1名います。過去いらっしゃったかどうかは分かりません。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 現在その適用された1名というのは、____（2字削除）次長でよろしいのでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） そのとおりでございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） これは、例外規定なんですけど、職員育成及び指導のため、会長が特に必要と認めた者ということなんですけど、当然、次長の上司である岩本事務局長も認識の上で会長の了解を得たということによろしいのでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 永徳委員のおっしゃられるとおり、私のほうも認識して承認いたしました。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 定年が延長されて65歳までこれは適用されるというふうに書いてありますけど、60歳以降の給与基準というのはどういう格好になっているのでしょうか、御説明をお願いします。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 本会といたしましては、55歳を超えた職員について、通常4号給昇級しているんですけども、それを2号給とし、60歳に達したときにはそれを1号給として扱っているところでございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） ということは、60歳を過ぎてから幾らか号俸が増えて、65歳まで永遠に給料が上がっていくということによろしいのでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 本会の経営状況にもよるわけではございますけども、1号給ずつ上がっていくということで現在の規程ではなっているところでございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） もう一度確認します。

65歳まで給料は上がっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） そのとおりでございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 2022年11月24日に社会福祉協議会の方々に、何か聞き取り調査なんでしょうか、何かをした模様でございます。その中で、次長のパワハラを事務局長に文書で提出したらと、文書で提出というふうに書いてありますが、受け取られたという認識はありますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 提出を受けた方、お一人いらっしゃいます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 次長のパワハラを局長に文書で提出したというふうに書いてあるんです。局長というのは岩本事務局長ですよ。受け取られましたか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） はい、受け取りました。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） その内容について御説明をください。

もしその文書があるのであれば、ここで公表してください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 文書のほうは、こちらのほうにもありません。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 内容について御説明をお願いします。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほどおっしゃられた方からのハラスメントがあったという内容でございました。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 具体的にどのようなハラスメントがあったのか御説明ください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 具体的な内容につきまして、今すぐ思い起こすことができないので、申し訳ございません、明確な返答ができません。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） パワハラで文書で提出されたって、すごい重要なことであって、これが思い出せないっていうのも非常に問題があるんですけども、まずそれに対して、上司である会長に対して報告をされたのかどうか、その次に2点目は、その文書に対してどのような対応をされたのかお答えください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 会長には報告したと記憶しております。また、対応につきましては、そういった内容のものが届いたということで、対象となった職員に対して事実確認のほうは行ったところです。

以上です。

○委員長（光成良充君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） まず、事実確認をされてどのような対応をされたのかを1点、もう一点は会長からどのような指示があったのか1点、2点教えてください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） どのような対応をしたかということでございますが、こちらにつきましては、口頭嚴重注意ということで、当事者に関してお伝えしました。

また、会長のほうにつきましては、特に指示等はなかったと認識しております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、それですまないんじゃないですかということなんですけど、もちろん社会福祉法人の組織ですから、取りあえず弁護士も同席されているんで、当然、今事業所の中でのハラスメント防止対策っていうのは順次法令をつくっていかなくちゃいけないわけです。

例えば、赤磐市の場合ですと、要するにそういう事実が明らかになったら速やかに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないし、相談の申出や相談者に対しては職場において不利益を受けることがないように守らなくちゃいけないっていうのが、これは別に赤磐市の要綱じゃなくてもどこでもそうなんですけど、そういうことがきちんとされてないという訴えを職員から複数聞いているんです。

ですから、もっと言うと、今あまり詰めませんでしたけど、文書を出しても文書はそのままスルーで何の回答もなかったというふうにその当事者の方はふんまんやる方ない思いを語ってらっしゃいました。

それから、新人の方が次々と辞めています。5人以上辞めていった時期がありました。理由は、上司からのハラスメント、反省文の提出を命令された、仕事がたまっているのに、ハラスメント状態なので地域への損失に、自分のモチベーションがもう完璧に下がっちゃって、こういうことになると地域へ貢献ができないと、非常に自分が責任を感じてらっしゃる。思っていることが言えない、この状態を変えるべきだ、施設に行けなくなった、特定の人を集中的にいじめる、助けようと次長のパワハラを事務局長に文書で提出したら、本人に謝罪してもらいたいと言われた、助けてくれるところはないのか、会長を盾に事務局長と次長が会長を裏切っている、いじめをやられている、やり方は波がある、1か月がたって元に戻った、職員が悔しさに辞めていく。尽きないんです、こういった訴えが。

先ほど申したガバナンスの問題だっていうのは、結果、岩本事務局長はそこまで深刻に受け止めてなかったかもしれないけど、現場はまさにもう混沌とした状態に陥っていたということです。それに事務局長は気がつかなかったというふうに思ってるんですか、それとも分かっていたけど無視したんだよねっていうことなんですか、どちらでしょう。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほどの永徳副委員長からおっしゃられていた手紙、1回受け取りました。また、現場の混沌とした状況ということにつきましては、申し訳ございません、私のほうでのそういった混沌とした状況の把握というのが十分できていなかった事実はあろうかと思えます。したがって、そういったような状況になっているというところの認識が甘かったということになるかと思えます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 結局、それは、解決はせずに、次長に対して文書で注意しただけで終わったんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 先ほどの対応につきましては、口頭厳重注意という形で終わっております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） それを理事会に報告はされましたか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 理事会への報告は行っておりません。

以上です。

○委員長（光成良充君） ちょっともう1時間を超えておりますので、3時20分まで休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 先ほどのパワハラの件なんですけれども、結局解決もできてない、それから会長からの指示もない、それから理事会への報告もない、いわゆるガバナンス的というともうぼろぼろ状態やと思うんですけど、このぼろぼろ状態の原因は何だとお考えですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） ガバナンスに対する認識不足というのが一つは大きいかと思えます。それは、私も含めての話だと思います。

本会といたしましては、今後そういったハラスメントに対する相談先の規程ですとか、現在の規程の中で足りていない部分は、今後協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） ガバナンスがもうぼろぼろなのをきちっと改善するために何が必要だと思いますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 規程の整備というのも必要かと思えますけども、職員に対する意識の持ち方、こちらのほうも含めて重要だと思っております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 基本的に、パワハラっていうのは、上が下にする、上司が部下にするパターンがほとんどだと思うんです。これは、職員の皆さんに教育しても、職員の皆さんから文書でパワハラだと提出されているわけですよね。それに対して対応ができてないっていう、いわゆる上司の方が問題じゃないかなと私は認識するんですけども、そのように認識はされませんか。それに対してどのようにされるかお考えですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） ただいま御指摘いただきました内容も含めまして、上司としての対応の仕方、あるいは職場全体としてのパワハラも含めましてのハラスメントの防止、こういったようなものに取り組んでいく必要がありますので、これからもそういった対応は続けていきたいと考えています。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） このパワハラ文書を提出されたのが2022年11月です。それからもう1年半がたっているんですけど、その間どのような対応をされましたか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 現在、ハラスメントの事実について、あったかどうかというふうな職場でのハラスメントの実態についてのアンケートを実施しております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） そのアンケートの結果はどうでしたか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） アンケートのほう、アンケートの締切りを今月末としておりますのでまだ結論のほうは出ておりませんが、結果が出ましたら理事会のほうへ報告させていただきたいというふうには考えています。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどのハラスメントの絡みで少し現場の声を御紹介したんですけど、ここで改めて、2022年11月24日に11名の社協の職員の方が集まられて、市長に訴えを聞いてほしいという切実な会が持たれました。これには、光成委員長と私、そして市長ということで立ち会っております。

約11項目あります。重なるところもありますが、彼ら彼女たちの思いがきちんとかういう事情調査するところをつまびらかにされることっていうのは、彼らの本意ではないかと思って、あえてここで御紹介させていただきます。

まず1番目、パワハラ、職員の過重労働、訴えても対応なく、改善されない、退職を考えている、労働環境が悪い、理事会に参加できない、声が届かないことで職員は不幸です。

2番目、理事会を盾に詳細説明をしない、顔色をうかがう状況、新卒が2人とも半年で辞めている、上司は資質がないからと辞める職員を責める、仕事の過重など配慮がない、結果、地域へ悪い影響を与える、職員を育てることの認識がない。

3番目、5人以上が辞めていった、理由は上司からのハラスメント、反省文の提出を命令されている、仕事があまっている、ハラスメントの状態なので、地域への損失になっている。

4番目、思っていることが言えない、この状態を変えるべきだ、建物に行けない。

5番目、特定の人を集中的にいじめる、助けようと次長のパワハラを局長に文書で提出したら、本人に謝罪してもらいたいのかと言われた、助けてくれるところはないのか、会長を盾に

局長と次長が会長を裏切っていると思う。

6番目、いじめをやられている、やり方は波がある、1か月がたって元に戻った、職員が悔しさを辞めていく。

7番目、募集要項と面接の段階と現場では違った、職能を使った勤務なのに賃金は最低、処遇も見合っていない、適当に仕事をしてと____（2字削除）次長から言われた、業務の中身を聞いていない、新人研修がない、ストレスチェック衛生管理者がいない、職員のメンタルチェックもされていない、欠勤者のフォローがない、人に言わないでねと言われて処遇改善手当の受領印を無理やりさせられた、職員の伝達自体があれば、気がつけば規程が変わっている。

8番目、残業15時間と書いていたら申請しづらい、残業手当の不払い、しかし市の職員は申請している。

9番目、月平均30時間の残業なのに8時間しかつけてくれない、現場は職員の自己犠牲で成り立っている。

10番目、過重労働、月に300件以上相談に入って、数か月で心を病んで辞めていく人が多い、人を大事にできる組織になるべきだ。

11番目、最後です、予算要求、残業代、退職者の残金の行方は、市の委託金は正しく使っていると次長は主張しますが、同意書は市の人には言わないでと____（2字削除）次長の発言、一時金支払いという名称で処遇改善手当だった、会長の印鑑はなかったが、あとの文書で差し替えられていた、令和3年7月から給与伝票を見せない、でも印鑑を押すように言われた、人件費の明細が不明、この時期から会計がおかしかった、11月24日、課長会、第三者委員会、局長、探っている職員がいるので非公開にして、勝手に定年延長した、会長、理事会の承認があった、他の職員には対象にならない。

以上です。

お聞きになっていかがですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） ただいま原田委員のほうから読み上げていただきました様々な問題、私といたしましても、様々な問題があるなということ認識は改めてさせていただきました。先ほどの中での一つ、人を大事にする組織でないと駄目だということは、ここは私のほうも同様、同感でございます。したがって、今後、本会といたしましても、見直すべきところは見直していき、人を大事にする組織、あるいは地域の方から頼りにされる組織を目指してやっていきたいと思っております。率直な感想、かなり、意見というのか、出たんだなというふうには感じました。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 先ほどから聞かせていただいて、次長っていう人はすごい人なんだというふうに感じました。それが、もうこの1年半がたっても何も改善されてなくて、アンケートを今月末でまとめるとかというて、何を今までしとったんかなど。辞めた人のことを考えたりすると情けないとしか言いようがないし、組織がこんなもんだなというふうに痛切に感じました。もっと、自分がそういうふうな対応になったときにどうしたらええんならと、助け船を出すような人がいないといけないと思いますし、今の組織でやります、しますっていうて何をするっていうことですよ。

だから、もっと、今回の委員会、ここに来ていただいとんですけども、私が言うのも何なんですけど、きちっとした組織にやるべきだと思いますし、悪いことは悪いできちっとけじめをつけるべきだと思います。私はそう感じました。なるべく早く組織の新体制を取っていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） ありがとうございます。

職員に対してのきちっとした組織体制にして、職員に対する相談あるいはそのほかのことに関しましても、理事会等に諮りながらきちっとした組織、つくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） ほかございますか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 本会議の一般質問で何回か市長に対する質問があったんで、この社協の問題についてあったんですけど、市長の答弁はいつも対応、返事がないんだというふうな回答だったんですけど、市長との協議っていうのはどんなふうに行われているんですか。市長が全ての権限を持っているわけではないんですけど、議会が質問されて、3回ぐらいの議会で質問されて、それに対する市長の答弁が聞いてみたが返事がないというふうな答弁だったんですけども、それに対して社協としてはどういうふうにして考えてそういう対応になったのかお聞きしたいなと思います。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 市長の答弁は、今おっしゃられたような形でなされたんだと思うん

ですけど、本会といたしましては、様々な課題、問題等が起きましたら、市の担当部局との相談をしながら業務を行っております。市長に直接というのは、なかなか本会としてもないのが現状でございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） まず、市長及びあるいは執行部から何らかの質問が来たという認識はあるんでしょうか、文書なり、もしかしたら言葉だけなのかもしれませんが、認識はありますか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 様々なことにつきましてのお話があったという認識はございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） なぜそれに対して答えられなかったんですか、答えないんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 全てのことに答えができてないというふうな認識ではございません。お答えできる場所は答えさせていただいていると思っております。

以上です。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） それじゃあ、今後一般質問で社協に対する質問が出たときには、市長はちゃんと答えられるような状態にはしていただけるわけですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） どういったような質問が議会のほうでなされるか分かりませんが、こちらのほうに問合せ、照会とか本会の考え方とかをお尋ねになられたら、真摯にお答えしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今認識を持っておられることで結構ですから、どういうことに対しての質問に対しては答えられて、どういう質問に対しては答えられてないのか御説明ください。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 全てを覚えているわけでもございませんけども、ハラスメントの防止、これについての対応というところにつきましては、しっかりやっていくということはお答えさせていただいたと思っております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 答えられてないところはどこですか、どういう質問ですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 答えられたところ、あるいは答えられていないところにつきましては、もう一度帰って精査したいと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどの職員の皆さんの、はっきり言ったら、何とかしてほしいという切実な思いの声が出たわけですがけれども、それらをトータルで見ていくと、要するに岩本事務局長や____（2字削除）次長に対する信頼関係がないというのが大きな要因になっていると思わざるを得ないんです。ハラスメントの問題も、相手は____（2字削除）次長であったりするわけです、岩本事務局長がそうなのかもしれませんが、それは分かりません。

要するに、そういう意味で、社協だけでこの問題を解決するのは無理なんじゃないかっていうことを実は先ほど集まった職員の皆さんたちの声も含めて検討した結果、外部の監査が要るのではないかと、社協に、外部監査、要するに弁護士を、第三者委員会とは違って外部監査として社協の内部を調査して、どこに問題があって何を解決すればいいのか、それで今後の課題は何なのかっていうことを、その外部監査を進めることでそういうことが明らかになるという話を、実は主な職員と私で弁護士の事務所まで行ってお話を聞いてきました。ぜひそれはできるよというふうにその弁護士からも聞きました。実は、11月24日の後に、赤磐市長様ということで市長に対して、この間の24日は貴重な時間を割いていただいてありがとうございましたと、様々な問題を解決するためには、やはり外部監査を導入しなければこの結論には至らないとい

うことにアドバイスをいただきましたので、市長、ぜひ外部監査を導入してくださいという要望を出しているんです。だけど、市長はこれはスルーです。何も返事がありません。個別に聞きました。市長、外部監査しませんか？ついたら、最終的にはしないとおっしゃいました。

私は、議会のほうの要求と、市長が今のこの社協の様々な課題を解決するためにどうしようかって思っていることと、議会のほうの解決の道と、幾らかずれがあるなって感じています。これは、まだ委員会で議論はしていませんけども、もちろん光成委員長は御存じですけど、社協を本当に本質的にメスを入れて解決するためには外部監査しかないんだっていうふうな思いを強く持っていますから、何人かの議員と社協の職員は、ぜひそっちの方向で解決の道筋をつけたいなというふうに思っているんです。

岩本事務局長、それをお聞きになってどういう印象を持たれました。そういう方法を取ってもらったほうがいいのか、いや、そんな余計なことはしてほしくないと思ってるのか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） ただいまの外部監査の件につきましては、市執行部との話になるのかと思うんですけども、本会といたしましては、先ほどの原田委員からの発言もございましたけども、信頼関係が少ないということもあります、言われましたので、そういったような信頼関係を取り戻すために、どのような組織あるいは職員からの相談窓口とかっていうのを整備していけばいいのか、これから理事会等に諮りながら対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 岩本事務局長としては、そういう外部監査という導入ではなくて、自効努力で改善する用意がある、決意がある、そういうふうに思ったらよろしいんですか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 外部監査をするかしないかは別といたしまして、本会といたしましても、そういった御指摘が多数ございますので、対応するのはしていかないといけないという決意でございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 意見なんですけど、百何人の、パートも含めたら、そういう組織なわけですが、そういう中で1人でも2人でもそういうパワハラを受けている人がいたら、100人が見ているわけなんです。だから、外部監査で解決するかどうかは分からないんですけども、その間に組織自体が硬直化しているわけなんです、一つでもそういうことがあったら。だから、聞いていたらかわいそうなんで、私も原田委員の具体的な話は全部は初めて聞いたんですけど、こういうことがあったら立て直すのはなかなか大変なんですけど、市民のためにもぜひ頑張ってやってほしいし、できることは全てやってほしいなど、これは私の意見です。よろしくをお願いします。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そろそろ時間も2時間になるので、言っておきたいと思うことだけ発言させてください。

まず、実はこの第三者委員会の報告が出てから今日まで、この厚生文教常任委員会のほうから申し出て、こういう説明を受ける、事情を調査する会が設けられました。社協から説明させてくれと言われた場ではありません。そこが、今鼻岡委員は性善説というか、これから頑張って改善してねっておっしゃったけど、私はそれは期待が持てないと思っています。

本質的には、私は山田会長の体調の問題やら年齢の問題やらも含めて、定款をよく読めば、会長っていうのは大変重要な役回りです。会長の決裁で何でもできるって思い込んでいたぐらいですし、実際そういう中身もあります、会長の決裁。そういう重要な役職を今の山田会長は受けられる状況にないと思います。確かに大変頑張ってくださってここまで来ました。様々なものを、自分の自腹を切って材料費を集めているいろんな物を、工作物を作ったり、あちこちの草刈りに日夜励んだり、みんな頭が下がる思いでいるんですが、ただ彼が会長でなければそれは感謝すればいいんですけど、彼は会長なんです。そうなる、このまま改善して少しでもよくなるかって言ったら、あの山田会長の今の体調や年齢を考えると、実質的な会長の役目は果たせないだろうと思うんです。これは、議会が口を挟む問題ではないというのは百も承知です。ただ、おっしゃるように、社協の仕事っていうのは大変赤磐市の福祉事業の中で核になっている事業で、一生懸命やったださっているのは分かっています。

ただ、このまま職員が疲弊して、潰れていって、潰れているというこの事実を真摯に受け止めるのであれば、事業を円滑にさせていただくのはもちろんなんですけど、組織体制を一から作り直していく、そのぐらいの思いでやらないと無理だろうし、それには外部の力しかない。幾ら____（2字削除）次長や岩本事務局長や山田会長が、よし、これからそうしようと思っただいても、改善はできないと思います、大変失礼な言い方ですけど。

だから、私としては、今日のこのいろいろな岩本事務局長の御回答を聞いて、本質的に早急

に改善しなきゃいけないし、職員もどんどん辞めていますから、これ以上辞めさせない上でも、改善をするということをしっかり見せて、実際外部からの改善のための努力を進めていただきたいなど、要望です、希望です、やれとは言えません、要望、希望を申し上げておきます。

○委員長（光成良充君） お答えが要りますか。

○委員（原田素代君） 要望ですから。

○委員長（光成良充君） いいですか。

○委員（原田素代君） 感想をどうぞ。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 様々な御意見、頂戴いたしましてありがとうございます。確かに職員がいて地域活動も成り立っていますし、組織自体も成り立っているということは十分認識しております。今後どういうふうな形でできていくのかが分かりませんが、ただ今おっしゃられていたようなことは、組織の維持というのを、組織が壊れて迷惑するのは地域の方々でありますので、そういったことがないように、これからも一所懸命取り組んでいかせていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ほかがございせんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今回弁護士の方は同席されていますけれども、この弁護士の方を依頼されたのは岩本事務局長自身でしょうか、それとも社会福祉協議会としてでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 起案者は私でございますが、委託を出すのは社会福祉協議会としてお願いしております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） ということは、社会福祉協議会としては組織を守ろうとして弁護士を雇われて、社会福祉協議会としてそこからお金が出ているということで間違いないですね。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 社会福祉協議会の予算で出ております。ただ、組織を守るのも一つ

あるかと思うんですけども、職員からのこれからの社協というのはどういうふうにあるべきかということも踏まえて、相談とかをさせていただきたいという思いでお願いしています。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、そろそろ2時間近くになりますので、この辺で終わらせていただこうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） この会はまた同じようなこともう一回やるんですか。

○委員長（光成良充君） 皆さんからのその要望があって委員会で可決されれば、また岩本事務局長にお願いすることがあるかも分からないですけど。

○委員（大森進次君） ですよね。アンケート取られたりするって言われとったが、最初に一、二回はやってもらったほうがいいんじゃないかなと、私の意見ですけど。

○委員長（光成良充君） という意見がございますが、岩本事務局長、いかがでしょうか。

○参考人（岩本武明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岩本事務局長。

○参考人（岩本武明君） 本会、実施されましたように、参考人の要請ということでありましたら、出席させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長からないんですか。

○委員長（光成良充君） しゃべりましょうか。いや、立場が重なってますもんで、理事会の理事としてもあるので、ただ皆さんの中の意見を聞いた中では、組織的な問題があるのかなと、私は理事として向こうに出ていますけど、言えば内容は事業執行と、そういうものについて話はさせていただいておりますが、組織の中の話というのはほとんどないので、去年、おとしの11月に職員から話を聞いてほしい場面があるんですって原田委員から言われて、社協の理事として同席させていただきました。

そのときに、今日名前が出てらっしゃった方のこともいろいろ聞いたんですけども、ただ、肩を持つわけではないです。今まで社協に対して仕事は一生懸命されてきたんだろうと思います。ただ、やり方がまずかったのかなと、今の時代にそぐわないのかなという部分があって、今回この11人の職員の方から話が出るので、それを今さらどうせこうせえっていうのは、多分本人も変えられないだろうし、ということになると、どうすればいいのかなっていうのはおのずと答えが出てくるので、その辺は社協としてどう考えられるのか、そこをしっかりと

していただきたいなど。今回この11人の職員の話では、その方に尽きたと思うんです、僕も同席した中で。

それを社協だけで調査されるっていうのは、内部の問題なので、外部の話を見せてくださいという、外部監査の話も出ているので、まだ新たに外部だけではなくて、赤磐市と社会福祉協議会っていうのは福祉の面でつながって、赤磐市民のために福祉をさせていただいているところがあります。となると、赤磐市と社会福祉協議会が協力して組織をつくっていただいて、よりよい組織になって、赤磐市民のための福祉に頑張っていたいただきたいなと思っておりまして、その辺、今日持って帰っていただいて、今後どのようにすればいいかというのを考えていただければと思います。私も、理事として、そこに遠藤部長もいらっしゃいますので、協力できるところは協力します。ただ、襟を正すところは正していただいて、しっかり頑張っていたいただきたいと思っておりまして、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、皆さん、ではよろしいですか。

また、社協のほうでアンケート調査をされるということなんで、それが出ましたら、また皆さんに報告ができる状態になれば、岩本事務局長のほうに来ていただいて、お話を聞かせていただくという形にさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、参考人の岩本事務局長、補助者の山下弁護士、長時間大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

○委員長（光成良充君） 退席していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

〔参考人 岩本武明君 退場〕

○委員長（光成良充君） その他に入りますけども、皆さんのほうからその他が何もなければそれで終わろうと思いますけど、いかがですか。何かございますか。

○委員（原田素代君） 何か本当もう一回やるということか。

○委員長（光成良充君） 要望が出たので、それを岩本事務局長も受けますと言われたので、その辺は調整させてもらいます。

○委員（原田素代君） 了解しました。

○委員長（光成良充君） それでは、もうその他がないようですので、終わろうと思いますけど、私のほうから。

本日の委員会の中におきまして不適切な発言等確認できましたら、会議録のほうから削除させていただこうと思いますので、その辺御了承いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会したいと思います。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後 3 時 55 分 閉会